

## 府中市低所得者の子育て世帯への加算給付申請書(請求書)

市区町村  
受付印

支給市区町村(令和5年12月1日時点の住民票所在市区町村)

府中市長

## 【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。 ※全てにチェックが入らないと支給できません

- 府中市低所得者の子育て世帯への加算給付(以下、本加算給付)の支給要件(※)に該当します。  
※本加算給付の支給対象となるには、以下のア又はイのいずれかに該当し、かつ平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。
- ア 令和5年度府中市価格高騰重点支援給付金(追加分)【1世帯につき7万円】の受給者である。  
本加算給付の対象児童は、令和5年度分の住民税均等割が課されていない。
- イ 令和5年度府中市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)【1世帯につき10万円】の受給者である。  
本加算給付の対象児童は、令和5年度分の住民税均等割が課されていない。
- 本加算給付の支給要件の該当性等を審査等するため、府中市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 府中市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、府中市において本加算給付の支給決定をした後は、本加算給付の請求書として取り扱います。
- 府中市が本加算給付の支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が指定した日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本加算給付が支給されないことに同意します。
- 本加算給付の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本加算給付の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本加算給付を返還します。

※本加算給付は、府中市価格高騰重点支援給付金(追加分)又は府中市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)の支給を受ける世帯のうち、子育て世帯への加算です。

## 1. 申請・請求者 (府中市価格高騰重点支援給付金(追加分)又は府中市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)を受給した世帯の世帯主)

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日 令和 年 月 日

申請・請求者	(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
	氏名			
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

## 2. 受取方法

次のアからウのうち、希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

- ア 府中市価格高騰重点支援給付金(追加分)又は府中市価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)と同一口座への振込みを希望します(口座情報は記入不要です)。
- イ 次の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※振込希望口座を次欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五桁までお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 申請・請求者名義の口座が使用不能の場合、代理人(原則として申請・請求者の親族又は法定代理人)名義の口座を指定できます。

この場合、府中市ホームページより「支給口座登録等の届出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、本申請書(請求書)と併せてご提出ください。

- ウ 窓口での現金支給を希望します。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。

(次ページに続きます)

### 3. 加算給付申請児童

本加算給付の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	同居 別居 の別	住所 (別居の場合のみ)
	氏名					
1				H・R 年 月 日	同居 別居	
2				H・R 年 月 日	同居 別居	
3				H・R 年 月 日	同居 別居	
4				H・R 年 月 日	同居 別居	
5				H・R 年 月 日	同居 別居	

○ 対象となる児童の範囲は、次のとおりです。

ア 令和5年12月1日時点で、申請・請求者と同一世帯である18歳以下の児童

イ 申請・請求者と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している18歳以下の児童

ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが申請・請求者が扶養している18歳以下の児童

※ アからウについては、いずれも平成17年4月2日以降に生まれた児童が対象です。

※ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児も対象です。

※ 児童養護施設等に入所している児童は対象外です。

※ 既に府中市もしくは他の区市町村から価格高騰重点支援給付金(追加分)や価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税)

又はこれらと同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらの子ども加算給付の対象となった児童は対象外です。

### 4. 申請額・請求額

対象児童数 (3の人数)	人	申請額・請求額	円
-----------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」のに記入した人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

#### 提出書類

『低所得者の子育て世帯への加算給付申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者(代理人)本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 受取方法」で「イ」を選択した場合又は代理人の口座に振込みを希望する場合。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※ 「2. 受取方法」で「ア」を選択した場合は提出不要です。

**【令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合は次の書類も必要です】**

別居している児童の世帯全員の記載がある住民票の写し(コピー)

別居している児童と申請・請求者の関係がわかる戸籍謄本の写し(コピー)

※ いずれも発行日から3か月以内のもの

※ ご提出の前に、【誓約・同意事項】のチェック☑漏れや添付文書の不備がないかご確認ください。  
(チェック☑漏れや添付文書の不備がある場合、本加算給付を支給できません。)